

ターミナルケアマネジメント加算の基準

末期の悪性腫瘍の利用者に対し、通常よりも訪問回数を増やすことで状況を把握し、医師やサービス事業者へ情報提供することを評価するもの。

利用者一人につき1回、1か所の事業所に限り、400単位を算定

- ① 在宅で死亡した末期の悪性腫瘍の患者である。
- ② 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、利用者又は家族の同意を得て訪問している。
- ③ 利用者の心身の状況等を記録し、主治医及びサービス事業者へ情報提供を行っている。
- ④ 支援経過として次の状況をケアプランに記録している。
(心身状況の変化・行った支援内容・主治医及びサービス事業者への連絡調整)
- ⑤ 24時間連絡できる体制と、必要に応じて指定居宅介護支援を行う体制を整備している。

※算定月

利用者の死亡した月に算定します。

利用者の居宅を最後に訪問した日が属する月と、死亡月が異なる場合には、死亡月に算定します。

※在宅から最後に医療機関に搬送された場合

ターミナルケアマネジメントを受けている利用者が、死亡診断を目的として医療機関に搬送され、24時間以内に死亡が確認された場合については、加算を算定することができます。